

道路交通法施行令の一部を改正する政令 参照条文

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）	による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	（抄）	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	（抄）	・ ・ ・ ・ ・	7	

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（左側寄り通行等）

第十八条 （略）

2 （略）

3 車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）は、当該車両と同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等（歩道又は自転車道を通行しているものを除く。）の右側を通過する場合（当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。）において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない。

4 前項に規定する場合においては、当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければならない。

（罰則 （略））

（軽車両の並進の禁止）

第十九条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

（罰則 （略））

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条 （略）

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

3 （略）

（罰則 （略））

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（同法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法

律第六十五号) 第一百十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。) 又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等(次条第一項及び第七十一条の四の二第二項第一号において「整備不良車両」という。)を運転させ、又は運転してはならない。

(罰則 (略))

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引^{けんいん}していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 (略))

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分(以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。))があるときは、当該普通自転車通行指定部分(を)を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

(罰則 (略))

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 (略))

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一〇五の四 (略)

五の五 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第四号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 (略))

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る。)に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一〇七 (略)

二〇14 (略)

(再試験)

第百条の二 公安委員会は、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者で、当該免許を受けた日から当該免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達することとなる日まで(以下「初心運転者期間」という。)に当該免許に係る免許自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が当該免許について政令で定める基準に該当することとなつたもの(以下「基準該当初心運転者」という。)に対し、その者が当該免許に係る免許自動車等を安全に運転するために必

要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験（以下「再試験」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一〇三 （略）

四 第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を終了した者（当該講習を終了した後初心運転者期間が経過することとなるまでの間に当該免許に係る免許自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が当該講習に係る免許について政令で定める基準に該当することとなる者を除く。）

五 （略）

25 （略）

（軽微違反行為をした者の受講義務）

第百二条の二 免許を受けた者は、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為（政令で定める軽微なものに限る。以下「軽微違反行為」という。）をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなった場合において、第百八条の三の二の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習を受けなければならない。

（基準該当若年運転者の受講義務）

第百二条の三 特例取得免許（第百八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいい、政令で定めるものを除く。以下同じ。）を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から二十一歳に達するまでの間（特例取得免許を受けていない期間及び二十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期間を除く。以下「若年運転者期間」という。）に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなったもの（第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく

く命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第四百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。）が、第百八条の三の三の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならない。

（若年運転者期間に係る取消し）

第四百四条の二の四（略）

2 第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（当該行為が当該基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

3 7（略）

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）

第百八条の三の五（略）

2 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるもの（次条において「自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けなければならない。

（罰則（略））

第百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三 (略)

2 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車、原動機付自転車若しくは自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第一百七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

五・六 (略)

2・3 (略)

第一百十九条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転したとき。
三 九 (略)

3 (略)

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

七 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して軽車両を運転させ、若しくは運転した者又は第六十三条の九（自転車の制動装置等）第一項の規定に違反した者

八 十七 (略)

2・3 (略)

(通則)

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

2 (略)

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（特定小型原動機付自転車危険行為等）

第四十一条の三（略）

2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一 十四（略）

十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）

十六（略）

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二、第四十一条の三関係）

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種別		点数
(略)		
警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反（駐停車禁止場所等		二点

（）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、自動運行装置使用条件違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）	
混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、自動車等交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	一点

二・三（略）

備考

一（略）

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 ～ 15（略）

16 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。

23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（16に規定する場合を除く。）をいう。

31 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十八条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

51 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置、自動運行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。

「原付牽引違反」とは、法第六十条の規定に基づく公安委員会の定めに違反する行為をいう。

「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（51に規定する行為を除く。）をいう。

別表第六（第四十五條關係）

反則行為の種類別	
反則行為の種類	反則金の額
一 積載物重量制限超過（普通等十割以上）	（略）
	車両等の種類
	（略）
	（略）
	原付車
	（略）
	（略）
二 速度超過（高速三十五以上四十未満）	（略）
	原付車
	（略）
	（略）
	二万五千円
	（略）
	（略）
三 積載物重量制限超過（五割以上十割未満）	（略）
	原付車
	（略）
	（略）
	二万円
	（略）
	（略）

四	速度超過（高速三十以上三十五未満）又は積載物重量制限超過（五割未満）				原付車	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）
五	放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））				原付車	一万五千円
					（略）	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）
六	速度超過（二十五以上三十未満）又は携帯電話使用等（保持）				二輪車又は原付車	一万二千円
					（略）	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）
七	放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））				原付車	一万二千円
					（略）	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）
八	放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））				二輪車又は原付車	一万円
					（略）	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）
九	放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））				二輪車又は原付車	一万千円
					（略）	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）
十	速度超過（二十以上二十五未満）又は大型自動二輪車等乗車方法違反				二輪車又は原付車	九千円
					（略）	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）

十一	駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））				原付車	（略）
	（略）				（略）	（略）
	一万円				（略）	（略）
十二	速度超過（十五以上二十未満）又は遮断踏切立入り				二輪車又は原付車	九千円
	（略）				（略）	（略）
	（略）				（略）	（略）
十三	駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））				原付車	七千円
	（略）				（略）	（略）
	（略）				（略）	（略）
十四	駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））				二輪車又は原付車	七千円
	（略）				（略）	（略）
	（略）				（略）	（略）
十五	駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））				二輪車又は原付車	八千円
	（略）				（略）	（略）
	（略）				（略）	（略）
十六	速度超過（十五未満）、信号無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、自動運行装置使用条件違反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反				二輪車又は原付車	六千円
	（略）				（略）	（略）
	（略）				（略）	（略）
	原付車				（略）	六千円
	（略）				（略）	（略）
	（略）				（略）	（略）

十七	信号無視（点滅）、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、環状交差点通行車妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、積載物大きき制限超過、積載方法制限超過、整備不良（尾灯等）、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反				（略）	（略）
					（略）	（略）
					（略）	（略）
	原付車				五千円	
十八	通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警告器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反				（略）	（略）
					（略）	（略）
	原付車				五千円	
十九	通行許可条件違反、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反				（略）	（略）
					（略）	（略）
	原付車				三千円	
二十	警告器使用制限違反又は免許証不携帯				大型車、普通車、二輪車又は原付車	三千円

備考

一 （略）

二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定め

るところによる。

13 19 (略)

20 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

21 25 (略)

三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

13 3 (略)

4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機付自転車をいう。